

与論小学校 いじめ防止基本方針

本校の教育目標
校訓「至誠」を胸に、未来に挑む子供の育成

- 家庭地域との連携
- P T A
 - 人権擁護員
 - 民生委員
 - 児童委員
 - 子供会育成会長

【いじめ対策委員会】

- 目的…学校長を中心に、生徒指導上の諸問題や学校・家庭・地域における児童の生活状況等に関する情報の収集と共有を図り、いじめを発生させない学校づくり、いじめ問題の早期発見と早期解決を目指す。
- 組織構成

校
長

教
頭

生
徒
指
導
主
任

- ・ 職員会議
- ・ 対話の時間
- ・ 事例研修
- 学級担任, フリープラン
- 養護教諭
- 特別支援教育支援員

- 関係機関との連携
- 与論町教育委員会
 - 町内各小中高校
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
 - 法務局奄美支部
 - 県総合教育センター教育相談室

- 教育活動の重点
 - ・ 自尊感情の育成
 - ・ 自己有用感の実感
 - ・ よりよい人間関係の構築
 - ・ お互いを認め尊重
- 児童の主体的活動
 - ・ 日記
 - ・ 人権標語
 - ・ 人権作文

- 【いじめの防止】
- ・ 自己肯定感, 自己有用感を育てる指導の工夫と, 互いを認め合い, 尊重することのできる学級や学校の雰囲気づくりと場の設定 (教職員)
 - ・ いじめ問題を考える週間や校内人権旬間を中心に自他を尊重し, 互いを認め助け合っていくとする心情を高める標語や作文, 日記への取組 (児童)

- 【いじめの早期発見】
- ・ いつでもどこでもどんなことでも相談できる体制を整え, 問題発生時に早期に全職員で対応できる支援体制を維持し続ける。無記名アンケート, 対話の時間の積極的活用 (教職員)
 - ・ 悩みや心配事を気軽に相談できる友達関係の構築 (児童)

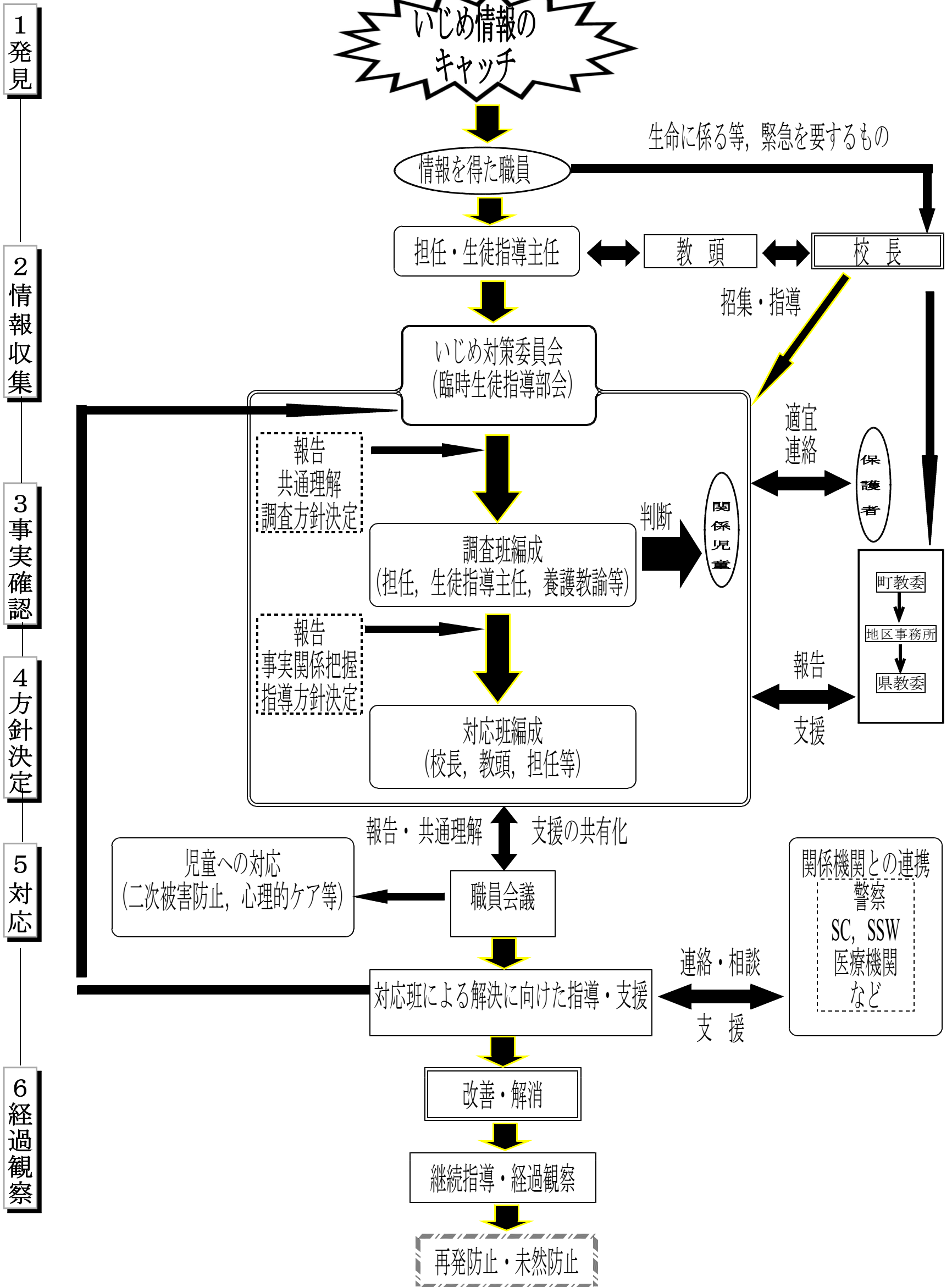
- 【いじめに対する措置】
- ・ いじめの被害者や加害者に対する適切なケア及び指導と関係機関への連絡・相談

- 生徒指導体制
 - ・ 生徒指導委員会
 - ・ 対話の時間
- 相談体制
 - ・ 教育相談 (水曜放課後)
 - ・ 保護者懇談 (7・11月)
 - ・ P T A
- その他
 - ・ 学校ネットパトロール
 - ・ スクールカウンセラー
 - ・ スクールソーシャルワーカー

【年間計画】※ 水曜日の放課後は教育相談を行える時間とする。

月	学期目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	研 修
4	いじめ問題を考える週間の取組を通していじめ問題の未然防止のためよりよい人間関係の構築に努める。	年間及び1学期の活動計画の検討	すこやかノート	いじめ問題を考える週間の取組 (SOSの出し方の学習) 学級活動 (学級開き等)		各教科における指導 計画の確認	PTAを利用した教育相談 個人懇談 家庭訪問	学校基本方針の確認 SOSの出し方に関する研修
5		実態に基づいた対応策の検討	すこやかノート				アンケート結果からの 教育相談	具体的な対応の在り方
6			学校楽しい～と すこやかノート				スクールカウンセラー	生徒指導研修
7		取組評価アンケートの実施	児童アンケート すこやかノート					
8		アンケート結果の分析と活用に向けて	すこやかノート					
9	様々な学校行事への取り組みを通して自尊感情や自己有用感を身に付けさせる。	2学期の活動計画の確認・検討	すこやかノート	いじめ問題を考える週間の取組 (SOSの出し方の学習)			スクールカウンセラー	
10			すこやかノート		全校遊びの設定		アンケート結果からの 教育相談	具体的な対応の在り方
11			すこやかノート	道徳 (生命尊重に係る内容) 校内人権旬間の取組			個人懇談	
12		取組評価アンケートの実施	児童アンケート すこやかノート	人権教室	全校遊びの設定	保護者向け研修会 (家庭教育学級)		
1	構築した人間関係がよい状態で継続できるよう取組や活動の改善を図る。	アンケート結果の分析と活用に向けて	すこやかノート	いじめ問題を考える週間の取組 (SOSの出し方の学習)				具体的な対応の在り方
2			学校楽しい～と			スクールカウンセラー		
3		取組評価アンケートの実施 次年度活動計画案作成			全校遊びの設定			

【いじめ早期発見フローチャート】



1 いじめ防止について

(1) いじめ問題の克服を目指して

いじめは人間の尊厳性や人格を無視するきわめて卑劣な行為である。すべての子供たちが心豊かに、勇気と希望をもって力強く生きていけるようにするためには、子供たちに関わるすべての人々が総力を結集して、いじめ問題に対して真剣に取り組まなければならない。

(2) いじめに関する基本方針

- ・ いじめの態様や特質・原因・背景・指導のあり方について共通理解を図る。
- ・ いじめの実態把握に努める。
- ・ 生徒指導部を中心として、校内の指導体制の確立を図る。
- ・ あらゆる教育活動をいじめ防止の指導の時間としてとらえ、積極的な指導を行う。
- ・ 教職員の資質向上を図る。(いじめを見抜く。心の問題に適切に対処できる能力を身につける。)
- ・ 児童や保護者と語る機会を密にする。
- ・ 関係諸機関との連携を密にする。
- ・ 児童会や地域子供会での仲間づくりを推進する。

(3) いじめ防止についての具体策

- ・ 学校生活アンケートの実施(児童へ毎月行う)
- ・ 4・9月「いじめ問題を考える週間」→SOSの出し方の学習
- ・ 対話の時間の活用。(水曜日放課後)
- ・ 定期的な教育相談の実施(個人懇談の計画)
- ・ 日常観察,生活ノート等の活用等
- ・ 事例研究会の充実および教師間の情報交換を密にする。
- ・ 関係諸機関(警察・民生委員・各公民館・人権擁護委員)との連携を密にする。
- ・ 学級活動で具体的な指導をする。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 保護者と子の相談事業によるスクールカウンセラーの活用と連携を図る。

(4) 主な相談機関の連絡先

大島児童相談所	0997-53-6070
鹿児島県中央児童相談所	099-264-3003
かごしま教育ホットライン24	0120-783-574
鹿児島県総合教育センター教育相談課	099-294-2788
PTA すくすくライン	099-251-0309